

■ 4条1項11号

不服 2018-11749

<本願商標>

KRUSH

第9類「体力作り、筋力トレーニング、健康のための運動についての情報にアクセスし、トレーニングと運動活動のモニタリング及び記録をするためのダウンロード可能な携帯電話用アプリケーションプログラム、健康状態、健康及び栄養情報についての情報にアクセスするためのダウンロード可能な携帯電話用アプリケーションプログラム、体力作り、筋力トレーニング等と運動活動のモニタリング及び記録をするためのコンピュータ用ソフトウェアプログラム」及び第42類「体力作り、筋力トレーニング等と運動活動のモニタリング及び記録をするためのダウンロードできないコンピュータ用ソフトウェアプログラムの提供」

※上記は補正後の指定商品及び指定役務 ※パリ優先権主張あり

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「C R A S H」（標準文字）

第9類「業務用テレビゲーム機、コンピュータ用ゲームソフトウェア、電気通信回線を通じてダウンロードされるコンピュータ用・携帯電話用及び携帯情報端末用のゲームソフトウェア、インタラクティブマルチメディアコンピュータゲーム用プログラム、その他の電子応用機械器具及びその部品、家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路・CD-ROM及びその他の記録媒体、電気通信回線を通じてダウンロードされる家庭用テレビゲームおもちゃ用・携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のゲームソフトウェア」並びに第16類、第25類、第28類及び第41類に属する商標登録原簿記載の商品及び役務を指定商品及び指定役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

- (1) 商標法第6条第1項及び同条第2項について
(省略)

(2) 商標法第4条第1項第11号について

ア 本願商標

本願商標は、・・・「KRUSH」の欧文字を普通に用いられる書体で書してなるところ、該文字は、辞書等に載録がなく、特定の意味を有しない造語と認められるものであるが、我が国で親しまれた英語の「brush」を「ブラシ」と読むことに倣えば、「クラシ」の称呼を生ずるものといえる。

そうすると、本願商標は、「クラシ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

イ 引用商標

引用商標は、「CRASH」の欧文字を標準文字で表してなるところ、該文字は、「(車の)衝突、(飛行機の)墜落」等の意味を有する英語(「新英和中辞典」(株式会社研究社))として広く親しまれているものであるから、該文字に相応した「クラッシュ」の称呼及び「(車の)衝突、(飛行機の)墜落」の観念を生ずるものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標との類否について検討するに、外観においては、1文字目の「K」と「C」及び3文字目の「U」と「A」が相違するところ、全体で5文字という短い文字構成において、語頭と中間部の文字の相違は、視覚上の印象が相違するものである。

したがって、両商標は、外観上、区別し得るものである。

次に、称呼においては、本願商標から生ずる「クラシ」の称呼と、引用商標から生ずる「クラッシュ」の称呼とは、語頭の「ク」の音が共通し、引用商標の2音目の「ラ」に3音目の促音が伴うこと及び語尾の「シ」に拗音が伴うことにおいて本願商標とは差異を生ずるものであるが、両称呼は、音数が異なることに加え、3音又は4音からなる短い称呼において、3音目と4音目の差異が、称呼全体に及ぼす影響は決して小さいものとはいえず、両称呼をそれぞれ一連に称呼した場合、語調、語感を異にし、称呼上、明瞭に聴別し得るものである。

また、観念においては、本願商標からは特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は、「(車の)衝突、(飛行機の)墜落」の観念を生ずるものであるから、両者は観念において相紛れるおそれはない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念において相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である。

エ 小括

したがって、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品及び指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号には該当しない。

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第6条第1項及び同条第2項の要件を具備するものであり、また、同法第4条第1項第11号には該当しない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

<弁理士コメント>

本願商標「KRUSH」と、引用商標「CRASH」は、外観、称呼及び観念において相紛れるおそれのない非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

本事件での本願商標「KRUSH」の称呼の認定には、疑問が残ります。審決では、我が国で親しまれた英語の「brush」を「ブラシ」と読むことに倣えば、本願商標「KRUSH」からは、「クラシ」の称呼を生ずるものといえるとしています。

しかし、そもそも「突進する」とか「急ぐ」等の意味がある「RUSH」の読み方は「ラッシュ」ですし、この英単語は「通勤ラッシュ」などの言葉からも、我が国の国民にはそれなりに広く知られていると言えるのではないのでしょうか。

また、「押しつぶす」等の意味がある「CRUSH」という英単語がありますが、これも日本人が読めば「クラッシュ」となるのが自然ではないのでしょうか。J-PlatPatで「KRUSH」の登録例を調べてみても、これに「クラシ」などというヘンテコな称呼が付けられているものもありません。

そうであれば、本願商標「KRUSH」からは、むしろ「クラッシュ」の称呼が生じるとするのが自然だと考えます。

ただ、本願商標「KRUSH」から「クラッシュ」の称呼が生じると認定されたとしても、本事件では結論は同じであっただろうと思われれます。

なぜなら、本願商標「KRUSH」と引用商標「CRASH」は、「クラッシュ」の共通の称呼を生じる場合があるとしても、外観においては判然と区別し得るものであり、観念においても相紛れることはないものであるから、これらを総合して全体的に考察すれば、商品の出所について混同を生ずるおそれのない非類似の商標というのが相当であると、おそらく審決では判断されることになると考えられるからです。

したがって、結論自体については、特に異論はないということになります。

(弁理士 永露 祥生)

<2019年10月16日>